

資料編

1 用語解説

あ行

用語	内容
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報処理および通信技術の総称。
青色防犯パトロール	平成17年から運用が開始された新しい形の自主防犯パトロール。警察から、自主防犯パトロールを適正に行うことができるという認定を受けた団体が、青色回転灯を装備した自転車でパトロールをする。
医療的ケア児	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。
上乗せ徴収	施設・事業者が、保護者から教育・保育の質の向上のために必要な支払いを受けること。特定負担額ともいう。（例：国や自治体で定めた教職員配置基準を超えて配置したときの人件費、施設の環境維持・向上のための費用等）。
MR1期	1歳代で1回接種するMR（麻しん風しん混合）ワクチン。
M字曲線	グラフの形がアルファベットの「M」のような形に見えること。

か行

用語	内容
キャリア教育	こども・若者の社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。
協働	市民や団体、行政等、複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携を図り同じ目的へ向かって活動すること。
構音障がい	口腔・舌・咽頭等の発生発語機関のどこかに運動障がいが起こり、誤った発音となる障がい。
合計特殊出生率	一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する値。この数値が2.07（人口置換水準）を下回ると、将来人口が減少していくと考えられている。
コーホート変化率法	「コーホート」は、同じ年や同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
国民生活基礎調査	全国の世帯および世帯員を対象に、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査するもの。
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法」のこと。

用語	内容
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て関連3法に基づいた、教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充および質の向上を目的とした制度。
子ども・子育て支援法	こどもおよびこどもの養育者に必要な支援を行い、もって一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。令和6年に改正された。
子ども・若者育成支援推進法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の理念にのっとり、その他の関係法律による施策と相まって、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約およびこども基本法の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とした法律。
こどもの権利擁護	児童福祉法第1条では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」としており、また、同法第3条では、これを「児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」としている。
こどもの貧困率	17歳以下のこどものうち、一定基準を下回る手取り所得の家庭で育つこどもの割合。一定基準を下回る手取り所得とは、国民生活基礎調査に準じて、同調査の世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割った所得の中央値の2分の1である。
子ども110番の家	本市では、牧之原警察署と連携して、不審者等に遭遇した場合にこどもたちが駆け込むことができる民家、事務所、店舗等の緊急避難先を市内全域に設置し、「子ども110番の家」としている。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本の法律。令和4年に成立し、令和5年に施行された。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに力を合わせて学校運営に意見を反映させることにより、「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政法第47条の6に基づいた仕組み。
CSD（コミュニティスクールディレクター）	学校運営協議会の運営や学校運営協議会委員との連絡・調整などを行う者。
コンシェルジュ	特定の分野や地域情報等を紹介・案内する人。本計画記載の利用者支援事業（コンシェルジュ）は、保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育等の地域子ども・子育て支援事業やさまざまなサービスから、こどもや保護者が適切にサービスを選択肢、利用することができる情報提供を行う。

さ行

用語	内容
里親	さまざまな理由から親元で生活することのできない子どもを、児童福祉法に基づき自分の家庭に迎え入れ、子どもの成長のために大切な愛情や理解をもって養育する者。
サロン	地域で子どもと保護者、高齢者、障がいのある人などがふれ合い、つながりを深める居場所。住民が主体的に運営する。
自己肯定感	どんな自分も受け入れ、自分の価値を感じ、自己承認できる力。自己肯定感が高いと自分に自信が持て、何事にも意欲的に取り組むことができる。
しずおか子育て優待カード	18歳未満の子どもを同伴した保護者または妊娠中の方が優待カードを協賛店舗・施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた「応援サービス」を受けられることができる事業。
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。令和6年に改正された。
児童館	児童福祉法第40条に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進、または情操をゆたかにすることを目的とする施設。18歳未満の子どもが自由に利用することができる。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する児童福祉施設。
社会福祉協議会	地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核としてさまざまな活動を行う非営利の民間組織。社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている。略して「社協」と呼ばれる。
就学奨励費	小中学校の特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じ、学校教育に係る費用の一部を援助するもの。
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。
スクールガードリーダー	学校安全ボランティアの活動として、あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内、通学路等の巡回パトロールや危険個所の監視を行うもの。
生活困窮者	生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。ただし、経済的な問題だけでなく、社会的な孤立などの複雑な課題を抱え、現行の制度のみでは自立支援が難しい人を指す。
生活保護	資産や能力等を活用するものの生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。

用語	内容
相対的貧困	母集団の生活水準や経済環境と比較して困窮している状態、世帯の所得が母集団の等価可処分所得（世帯の生活水準）の中央値の半分（貧困線）に満たない状態。

た行

用語	内容
待機児童	希望する保育所に入所申請し、入所要件に該当しているものの、定員などの関係で入所することができない児童。
つながるシート	シートは、将来親になる中・高・大学生を対象としたものや乳幼児、小中学生の親等を対象としたものがあり、それぞれ項目別に数枚のシートがある。項目には、生活習慣、親の心構え、規範意識、家庭学習、ネット社会等、子育てや家庭教育について保護者の関心が高いものを取り入れた。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する認定こども園・幼稚園・保育所。
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給対象事業として確認する事業。
特別支援教育	障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う適切な指導および支援。

な行

用語	内容
軒先運動	牧之原市独自の事業。登下校時間帯における防犯パトロール、家の前（軒先）や通りに出て子どもたちを見守る活動。

は行

用語	内容
バイリンガル相談員	電話相談における母国語での対応、学校訪問による適応指導や保護者面談時の通訳をする相談員。小学校等で活動している。
発達障がい	脳機能の発達に関係する障がい（例：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい など）。
P D C A サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めるという概念。
ファシリテーター	会議やプロジェクト等の集団活動等において、中立的な立場からスムーズな進行の舵を取り、よりよい結論に到達するよう導く者。
ペアレントプログラム	子育てに不安を感じる保護者が、こどもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけるためのプログラム。

ま行

用語	内容
牧之原市学校再編計画	計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間。市立小学校8校、市立中学校2校を対象とし、教育環境を整備するとともに、魅力的な学校をつくるために必要な学校像、再編の考え方、実現のための方策、施設の機能等を定める計画。
牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画	市立小学校8校および中学校2校を、9年間の課程を一貫して行う義務教育学校2校に再編するにあたり、学校施設整備に必要な学校のコンセプト、整備方針、施設計画、配置等の設計に係る基本的な考え方を示す計画。令和6年に策定。令和15年度の開校を目指す。
牧之原市教育振興基本計画	牧之原市教育大綱の理念や教育目標の下の計画。計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間。
牧之原市教育大綱	牧之原市および学校組合の教育、学術および文化の振興に関するさまざまな施策について、その根本となる考え方や目標を示すもの。教育大綱の期間は、第3次牧之原市総合計画と同様で、令和12年度まで。
牧之原市障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20の規定に基づく計画。牧之原市第3期障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間。障がい児に対する障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標数値と必要なサービス見込み量を定める計画。
牧之原市総合計画	牧之原市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を総合的・体系的に取りまとめた計画。令和4年策定の第3次牧之原市総合計画では、「R I D E O N M A K I N O H A R A 夢に乗るまち 牧之原」「豊かな自然を活かした 心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」というまちづくりの理念（将来都市像）が掲げられており、そのまちづくりの理念を実現するための施策が示されている。計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間。
牧之原市地域福祉計画（地域福祉活動計画）	社会福祉法の第107条に規定する市町村地域福祉計画。第4次牧之原市地域福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間。地域における高齢者福祉、障がい者の福祉、児童の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を示す計画。
牧之原市保育園等施設マネジメント計画	教育・保育環境の向上を目的として、公立保育園等の運営、適正配置など基本的な方向性を示す計画。計画期間は、令和2年度から令和9年度までの8年間。
民生委員・児童委員	民生委員は、地域住民が安心して暮らすことができるよう、地域において住民の立場で訪問や相談、必要な援助など、あらゆる支援を行う者。厚生労働大臣から委嘱されている。 児童委員は、地域のこどもが元気に安心して暮らすことができるよう、地域において住民の立場で見守り活動や子育ての相談、必要な援助など、あらゆる支援を行う者。民生委員と児童委員は兼務する。

や行

用語	内容
ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、本来なら大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子ども。通学や仕事に影響が生じていることがある。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、子どもから高齢者、障がいの有無、性別、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人々が利用可能できるようにデザインすること。
養育支援	育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対し、子育て経験者による育児・家事の援助または保健師による具体的な子育てに関する指導・助言を実施すること。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の利用料が無料になること。
要保護児童	保護者のいない児童、または保護者に監護・保護させることが不相当であると認められる18歳未満の子ども。
余裕教室	現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に普通教室として使用されないと考えられる教室。

ら行

用語	内容
ライフデザイン	将来、どのような人生を送りたいかという生き方に関する構想。
療育	障がいのある、またはその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や特性に応じて身体的・精神的機能の適正な発達を促し、将来の自立と社会参加を目指し支援すること。
量の見込み	その事業の利用状況やニーズ調査等から把握する需要量の見込み。

2 第2期計画の評価（詳細）

基本目標1 愛情をもって 子どもや子育て世帯を 地域で見守り支援する

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
1-①	通常保育事業(保育)	定員1,259人 (待機児童ゼロ)	定員1,259人 (待機児童ゼロ)	定員1,062人 (待機児童ゼロ)	保育を必要とする子どもに適切にサービスを提供するため待機児童ゼロを継続する。	A	子ども子育て課
1-②	通常保育事業(教育)	定員610人 (待機児童ゼロ)	定員610人 (待機児童ゼロ)	定員292人 (待機児童ゼロ)	教育を必要とする子どもに適切にサービスを提供するため待機児童ゼロを継続する。	A	子ども子育て課
1-③	延長保育事業	99人	100人	213人	4施設にて標準保育時間(11時間)を超えて延長保育を実施している。	A	子ども子育て課
1-④	一時預かり事業(保育)	延べ利用者数 1,191人 (利用希望者は すべて受入済)	延べ利用者数 1,191人 (利用希望者は すべて受入済)	延べ利用者数 1,191人 (利用希望者は すべて受入済)	4施設で基幹的に一時預かり事業を実施。 利用者数が減少しているが、ニーズには対応している。	A	子ども子育て課
1-⑤	低年齢児保育事業	1園実施	2園実施	1園実施	低年齢児保育ニーズは高くないが、保護者の希望により施設を選択できるように体制を検討していく。	C	子ども子育て課
1-⑥	病児病後児保育事業 (病後児保育)	病後児保育のみ 実施	継続	継続	病後児保育と1施設で実施している。	B	子ども子育て課
1-⑦	放課後児童クラブ運営事業(放 課後児童健全育成)	全小学校で実施 (うち1校で共同実施) 約500人 (小1～小6)	全小学校区単位で 施設を設置	全小学校(9校)に 12箇所(18支援単 位)を設置運営	利用希望者の受け入れ増加に対応し、待機児童ゼロを 継続している。	B	子ども子育て課
1-⑧	保育士研修事業	年20回	年20回	年23回	保育士の資質向上を図るため、研修会等を継続する。	A	子ども子育て課
1-⑨	園巡回訪問事業	実施	継続	継続	園生活に適切にくい園児への関わり方や、園・家庭での 具体的な対応方法等を助言し、早期支援及び虐待予防 につながる年中児以下巡回訪問と、就学に当たり支援が 必要と思われる園児の観察、聞き取りを行い、就学支援 へつなげる年中児巡回訪問を実施。	B	福祉相談課
1-⑩	公立保育園等施設マネジメント 検討事業	保育園等施設マネ ジメント計画を策定	計画に基づき施設 の民営化、適正配 置等の実施	計画に基づき施設 の民営化、適正配 置等の実施	計画に基づき施設の民営化、適正配置等を実施して いく。	A	子ども子育て課
1-⑪	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	拠点4箇所 移動5箇所	拠点4箇所 移動5箇所	拠点3箇所	さざんか内子育て支援センター榎原、ミルキウエイスク エア内子育て支援センター相良「あそぼっと」、みのり子 育て支援センターの3箇所を開設。	B	福祉相談課
1-⑫	児童館運営事業	2館	2館	1館	開所は1館(榎原児童館)。相良児童館が、子育て支援 センター相良「あそぼっと」に統合される形で閉館した。	B	福祉相談課
1-⑬	コミュニティ施設開放事業	実施	継続	継続	コミュニティ施設は、一般予約のほか、放課後児童クラブ でも利用している。	A	管理検査課
1-⑭	しずおか子育て優待カード 普及事業	協賛店164店舗	協賛店165店舗	協賛店141店舗	市内協賛店が閉店等により減少傾向にある。	B	子ども子育て課
1-⑮	ファミリーサポートセンター事業	会員数208人	会員数250人	会員数293人 (6月25日時点)	R5支援数286件。会員数、支援数共に増加傾向。	A	子ども子育て課
1-⑯	子育て支援セミナー開催事業	参加者87人	参加者135人	参加者75人	育児における不安・負担軽減等を目的に、ペアレントプロ グラム(アゲイン)や、市民セミナーを実施した。	B	福祉相談課
1-⑰	利用者支援事業 (コンシェルジュ)	1箇所	1箇所	1箇所	さざんか内に設置。教育・保育・保健その他の子育て支 援を円滑に利用できるよう、相談・助言を行う体制を 整備。	A	子ども子育て課
1-⑱	子育てだいいょうぶつく作成事業	発行1,500部	発行1,500部 カラー化	カラー版冊子 1,200部+ 電子版配布	冊子版に加え、電子版に対応した。	A	子ども子育て課
1-⑲	乳児家庭全戸訪問事業	279人 (実施率100%)	実施率100%	【令和5年度】 184人 (実施率99.5%)	生後4か月までに全戸訪問を実施し、児の発育状況、 母の心身の状況の確認のほか、他の取組への展開を 実施。	A	健康推進課
1-⑳	育児相談事業	実施	継続	継続	子育て支援センター榎原、子育て支援センター相良「あ そぼっと」、榎原児童館の3施設において、専門職を配置 し、相談できる体制を整えている。	B	福祉相談課
1-㉑	福祉総合相談事業 (社会福祉協議会事業)	実施	継続	継続	社会福祉協議会の福祉総合相談において、子育て世帯 に関する相談に対応し、関係機関と連携を図っている。	C	社会福祉課 (社協)
1-㉒	家庭児童相談事業	相談員6人	相談員6人以上	相談員7人	社会福祉士2名、保健師1名、家庭児童相談員1名、女 性相談支援員1名、事務職員2名の計7名を配置。さら に課内の臨床心理士1名と連携し、児童虐待やDVに関 する相談に対応している。	B	福祉相談課
1-㉓	子ども家庭総合支援拠点事業	未設置	1箇所設置	1箇所設置	子どもや妊産婦の福祉に関し、実情把握や情報提供を 行い、家庭その他からの相談に応じる。今後は、こども家 庭センター設置により、専門的な知識を有する職員が連 携しながら個々の家庭状況に応じた相談や支援を行って いく。	B	福祉相談課
1-㉔	子ども自然体験推進事業	実施	継続	継続	市内の全小学校生徒を対象に、土曜日の教育活動として 、「子どもまきのほら塾」を開講し、その中で3つ程度の 自然体験学習を開催している。	B	社会教育課
1-㉕	職場見学・就業体験事業	実施	継続	継続	職場体験は中学校3校で、2年生を対象に実施してい る。榎原中・相良中は60か所、牧之原中は15か所程度 の市内企業等に協力をいただいている。	B	学校教育課

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
1-26	青少年健全育成事業	実施	継続	継続	(あいさつ運動)各年2回(7月、11月)に市内小中学校の正門や裏門で登校時に実施。 (軒先運動)軒先ボランティアが各個人で実施できる場所に立ち児童生徒を見守る。 (防犯ハロール)花火大会、祭典、夏季冬季に登録車両を利用し、青少年健全推進員らと夜間ハロールの実施。平日昼間は、職員がハロール登録車両に乗車する際にハロールを実施。	A	社会教育課
1-27	防犯体制整備事業	実施	継続	継続	新1年生に防犯ブザーを配付し、低学年を中心に防犯について実践的に学んでいる。また、スクールガードリーダーと打合せを行い、校区内の防犯上危険個所について検討を行っている。	B	学校教育課
1-28	青色防犯ハロール事業	実施(週2回)	継続	継続	小中学生の下校時間帯(15時から16.30頃)の青ハロールでの防犯ハロールを実施している。	A	危機管理課
1-29	危険箇所情報提供事業	実施	継続	継続	警察と連携し、市の広報紙やまきはらTeaメール等を通じて、犯罪や事故が発生した危険な場所の情報を提供している。	A	危機管理課
1-30	健康被害防止啓発事業	実施	継続	継続	タバコの害や薬物防止について、小中学校の授業の中で指導している。また、学校保健委員会でも取り扱って啓発に取り組んでいる。さらに薬学講座を小中で実施して、被害防止の啓発をしている。	A	学校教育課
1-31	商店等立入り調査事業	実施	継続	継続	青少年の深夜利用について、コンビニ、書店等の商店立入り調査を実施している。	A	社会教育課
1-32	「子ども110番の家」設置事業	実施	継続	継続	子ども110番の家の設置状況、更新状況を毎年確認し、学校の授業にて周知と場所の確認を行っている。	B	学校教育課
1-33	交通安全啓発事業	実施	継続	継続	牧之原警察署と連携し、交通安全教室を市内全小中学校で行っている。	A	学校教育課
1-34	交通安全施設整備事業	実施	継続	継続	交通安全施設(カーブミラー、区画線、安全策等)の設置、設備を進める。	B	建設課
1-35	生活道路整備事業	実施	継続	継続	通学路等の道路・歩道の整備や補修を行う。	B	建設課
1-36	地域活動参加促進事業	実施	継続	継続	地域防災訓練や地域の祭典、清掃・奉仕活動への小中学生、高校生の参加を促している。	B	学校教育課
1-37	スポーツ推進事業	5事業	年13事業	年16事業	スポーツ協会で開催している子ども向けの体操教室や学校行事などにスポーツ推進委員と出向き、スポーツを体験できる場を提供している。また、多目的体育館にキッズルームを設置し、幼少期から身体を動かし、スポーツに繋がる体験ができる場所を提供している。	A	スポーツ推進課
1-38	子育て支援グループ育成事業	2団体	2団体	2団体	福祉関係団体活動費補助金交付等により子育て支援グループを支援している。	B	子ども子育て課 福祉相談課
1-39	民生委員児童委員声掛け事業	実施	継続	継続	民生児童委員が積極的に子育て家庭に声かけを行い、相談や支援を行っている。	B	社会福祉課
1-40	多様なサロン事業	実施	継続	継続	新型コロナウイルスで一時的活動ができない団体が多かったが少しずつ活動が再開されている。	D	社会福祉課 (社協)

基本目標2 誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくり

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
2-1	子育て支援連携システム事業(まきはぐ)	実施	継続	継続	「まきはぐ」加入率約91%、メール機能、総合サイト機能にて情報発信を行っている。	B	子ども子育て課 健康推進課 学校教育課
2-2	未来のババママ子育て体験事業	実施	充実	市内3校(計10クラス)で実施	中学3年生を対象に、赤ちゃんとふれ合い、命の大切さを学ぶ機会を提供している。	B	健康推進課 福祉相談課
2-3	子育て支援セミナー開催事業(再掲)	参加者87人	参加者135人	参加者75人	(再掲)1-16	B	福祉相談課
2-4	まきたまクラブ	初妊婦参加率42%	初妊婦参加率50%	【令和5年度】初妊婦参加率50.70%	必要な育児知識・技術、父親の育児参加の必要性を学ぶための講座を開催している。	B	健康推進課
2-5	子育てサポーター養成事業	登録サポーター59人	登録サポーター200人	登録サポーター51人	子育てセミナーのファシリテーターやセミナー開催時の託児サポーター等、気軽に応援できるサポーターを育成していく。	C	福祉相談課
2-6	乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	279人(実施率100%)	実施率100%	【令和5年度】184人(実施率99.5%)	(再掲)1-19	A	健康推進課
2-7	育児相談事業(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)1-20	B	福祉相談課
2-8	妊娠出産包括支援事業	実施	継続	介入率100%	母子手帳交付時から高リスクの母を抽出し、分娩前に各機関と連携体制を整備する。R4より子育て応援交付金事業による経済的支援と伴走型支援により切れ目ない体制となった。	A	健康推進課
2-9	妊婦訪問事業	実施	継続	【令和5年度】85件(85.9%)	第1子の妊婦全員と母子健康手帳交付時に訪問の必要性があると判断した妊婦を対象に実施。	B	健康推進課
2-10	医療体制整備事業・地域医療対策事業	休日当番医の実施 救急医療センターによる夜間診療の実施 榑原総合病院における小児診療の充実	継続・充実	休日当番医の実施 救急医療センターによる夜間診療の実施 榑原総合病院における小児診療の充実	榑原総合病院の小児科は常勤医師が3名となり、医療体制の整備は進んでいる。	B	健康推進課 (地域医療室)
2-11	地域医療振興事業	医師の招へい	診療所の開業	令和5年度までで補助金3件交付	医師等が開業するための資金を助成(計画期間中実績3件)。	B	健康推進課 (地域医療室)
2-12	多子世帯経済的負担軽減事業	保育料軽減事業実施	幼児教育・保育無償化に移行	就学前児童の第3子以降の副食費免除	就学前児童の第3子以降の副食費免除を実施(市独自)。	C	子ども子育て課

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
2-13	児童手当支給事業	実施	継続	継続	児童手当法改正に伴い、R.6.10から対象年代や金額が拡充となる。	A	子ども子育て課
2-14	子ども医療費助成事業	実施 (個人負担:なし)	継続	継続	18歳年度末までの児童の通院費、入院費を助成(自己負担無し)。	A	子ども子育て課
2-15	不妊治療費助成事業	実施	継続	36件: 3,579,975円	令和4年4月から、不妊治療が保険適用となったが、保険適用後の自己負担分及び先進治療費を助成している。	A	健康推進課
2-16	妊産婦健康診査事業	実施	継続	該当者に100%の周知・受診勧奨	妊婦健診を着実に実施し、妊婦の不安等について、医療機関と連携し対応した。	A	健康推進課
2-17	妊産婦通院等支援事業	実施	継続	【令和5年度】 180人	市内の産科病院休診に伴う対応として、妊産婦の通院等に要する費用の一部を助成している。	A	健康推進課
2-18	特別支援教育就学奨励事業	実施	継続	継続	特別支援学級在籍児童生徒全員の保護者に就学奨励費の制度案内及び申請依頼を行い、必要な家庭に特別支援教育就学奨励費を助成している。	A	教育総務課
2-19	労働環境整備事業	実施(各企業を訪問して啓発)	実施(各企業を訪問して啓発)	実施 (右記①～③)	市内企業等に対し、育児・介護休業等の制度や法改正情報の提供と普及啓発に努める。 ①商工会等を通じて各企業へ啓発 ②無料経営相談に社会保険労務士を追加(R5～) ③男性労働者の育休支援給付金制度を新設、併せて制度周知のため市内企業へ社会保険労務士を無料派遣(R6～)	B	商工企業課
2-20	ファミリーサポートセンター事業(再掲)	会員数208人	会員数250人	会員数293人 (6月25日時点)	(再掲)1-15	A	子ども子育て課
2-21	放課後児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成)(再掲)	全小学校で実施 (うち1校で共同実施) 約500人 (小1～小6)	全小学校区単位で施設を設置	全小学校(9校)に12箇所(18支援単位)を設置運営	(再掲)1-7	B	子ども子育て課
2-22	延長保育事業	3園	3園	4園	(再掲)1-3	A	子ども子育て課
2-23	一時預かり事業(教育)	4園 (延べ21,403人)	4園 (延べ16,242人)	4園 (延べ14,868人)	市内4箇所で開催。利用ニーズを考慮しながら体制を整備していく。	A	子ども子育て課
2-24	地域情報共有推進事業(マキココ)	実施	実施	実施 (Instagram)	Instagramフォロワー数2,200人。情報発信ツールが多様化している中で、マキココとしての独自性を確立したい。	B	子ども子育て課
2-25	子育てだいいじょうぶつく作成事業(再掲)	発行1,500部	発行1,500部 カラー化	カラー版冊子 1,200部+ 電子版配布	(再掲)1-18	A	子ども子育て課
2-26	公園緑地管理事業	実施	継続	継続	R2ふるさと体験の森(ゆうゆうらんど)の北側に多目的広場を整備、R3榎原公園森林整備工事、R5小堤山公園展望台遊具設置工事。時代に合わせながら、引き続き「公園機能の充実」と「安全性の向上」に努めている。	B	公園公共建築課

基本目標3 子どもの確かな学力と健全な心を育む教育の充実

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
3-1	特別支援教育推進事業	言語聴覚士1名 臨床発達心理士 1名	継続	継続	発達障害の専門家が、各小中学校5回程度、年長児各園1回程度、巡回相談を実施している。	B	学校教育課
3-2	適応指導教室推進事業	教育相談員、 巡回相談員 計4名	継続	継続	榎原庁舎西館2階に、フルールを設置し、相談事業を実施した。R5年度相談件数3118件。小学生10名、中学生11名、年間延べ1004日の来室があった。	B	学校教育課
3-3	いじめ問題対策連絡協議会	実施	継続	継続	スクールソーシャルワーカーを講師として、いじめが発覚した時のアセスメントや校内体制でどのように取り組むことが必要か、また連携する機関についての情報などを実習形式で行った。	B	学校教育課
3-4	スクールソーシャルワーカー配置事業	2名 1名は県費	継続	継続	専門的な資格(社会福祉士、精神保健福祉士)を有する3名をスクールソーシャルワーカーとして配置。スクールソーシャルワーカーからの助言で、学校はケース会議の方向付けや支援児童、保護者への対応などが適切に行えた。	A	学校教育課
3-5	児童放課後学習支援事業(放課後子ども教室)	実施	継続	継続	市内の小中学校(12校)において、事業を実施。一年間の延べ参加児童・生徒数は、小学校で約3000人、中学校で約850人であり、多くの児童・生徒が基礎、基本の定着を目指して指導を受けた。	B	学校教育課
3-6	言語指導事業(ことばの教室)	実施 2校	継続	継続	構音障がい等を抱える園児を対象に発音訓練、言語指導を行い、就学後の学習が適切に実施できるよう支援することを目的に、相良小学校及び川崎小学校の2箇所で開催している。	B	学校教育課
3-7	外国人児童生徒教育支援事業	バイリンガル相談員 4名	充実	充実	市内小中学校に、バイリンガル相談員を配置し、外国籍児童生徒(主にブラジル籍)の授業での日本語支援及び学習支援、保護者との相談活動及び面談の通訳及び学校からの通知等の翻訳業務を行った。	B	学校教育課
3-8	学校図書館司書配置事業	4名	継続	継続	学校図書館司書を5名配置し、図書館整備、貸出業務や授業支援等を行っている。	B	学校教育課
3-9	子どもの学びを共有できる場の創設・コミュニティスクールの体制構築と連携	CS学習会実施 ・モデル校募集 ・モデル校立ち上げと準備会実施	充実	継続	令和4年度までに市内全小中学校にコミュニティー・スクールが設置され、各CSDが中心となり学校のニーズや各地域の実態に即した実践がなされている。	B	学校教育課 社会教育課

第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
3-10	小中一貫教育のためのプログラム	外国語活動とICT教育において9年間で育みたい生徒の姿や能力の共有	充実	「牧之原市版9年間のカリキュラム」全教科分の完成	(1)「学びと育ちをつなぐ小中連携事業」として、令和2-3年度牧之原地域、令和3-4年度榛原地域、令和4-5年度相良地域に研究指定をし、めざす子ども像や学校像の共有を図ったり、授業改善に向けた合同研修会を開催したりすることを通して、小中一貫教育を推進する研究を行った。 (2)牧之原市教職員夏季合同研修会を開催し、(1)の研究指定発表や教育講演会を催し、小中一貫教育を推進するために必要な先進的な知識を獲得する場を設けた。 (3)9年間の教科の学びを「次代を切り拓く力」の資質・能力の面から捉えなおした「牧之原市版9年間のカリキュラム」を令和2年度から順次作成し、令和5年度までに全教科を作成した。	B	学校教育課
3-11	本に親しむ環境整備事業	12校 105回	継続	継続	図書交流館「いこっと」では、令和5年9月より月に1回の定例おはなし会を開催している。また、市内各地で活動する読み聞かせボランティアは令和5年度の実績で35カ所、126回のおはなし会を開催した。	B	社会教育課
3-12	図書館機能拡充事業	新規に設置した図書館協議会等の意見を参考に検討を進めている	図書館の具体的な機能の拡充を図る	施設整備は令和5年度に完了し、令和6年度からはサービス面を強化していく	令和3年度の図書交流館「いこっと」開館と図書館オンラインシステムの導入、令和6年度の文化の森図書館「いろ葉」が開館したことで、図書館の機能が大きく拡充された。 図書交流館来館者数、貸出冊数実績 令和3年度 114,560人 77,957冊	A	社会教育課
3-13	学校施設大規模改修事業	実施	全校完了予定	全校完了	令和2年度に細江小、令和3年度に川崎小A・B棟の大規模改修事業が完了し、これをもって全校の大規模改修が完了した。	A	教育総務課
3-14	学校再編事業	実施	継続	継続	・令和4年3月に「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画～学校再編計画～」を策定し、市立小中学校10校を再編し2校の義務教育学校を設置する。(検討期間:令和元年度～令和3年度) ・令和6年1月に「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」を策定し、2校の学校の場所、開校時期、コンセプト、施設整備内容を定めた。	B	学校再編推進室
3-15	英語力サポート事業	ALT4人	継続	継続	ALTについて、各小中学校に5名を計画的に配置している。イングリッシュ・キャンプは、ALTとの交流を含めた活動を毎年実施している。参加者は、小学5・6年生を対象に30人程度集めている。	B	学校教育課
3-16	理科支援員配置事業	4人	継続	継続	令和元年度から4人体制で、全ての小学校へ支援員を配置できている。	B	学校教育課
3-17	ICT活用推進事業	プロジェクター68セット、教室用Wi-Fi整備	プロジェクター全教室整備完了 Wi-Fi整備完了 PC室整備完了	一人1台端末の導入 ICT支援員の配置 校内Wi-Fi整備、 モバイルWi-Fiルーター整備	(1)一人1台端末の導入に加え「Google Workspace for Education」「コラボノートEX」「eライブラリアドバンス」等を活用した協働型・双方向型の授業への授業改善を図った。 (2)ICT支援員を配置し、教職員に対し、ICT機器の使い方や管理をサポートした。また、各校の活用事例をデータベース化し、共有による活用を促した。 (3)ICT研究員研修会を実施し、個別最適な学びと協働的な学びの一体化に向け、一人1台端末の効果的な活用方法を協議し、授業改善を促した。 (4)マキノハラボを講師に招聘し、プログラミング授業を実施、地元企業を活用しプログラミング教育を推進した。 (5)校内Wi-Fi環境を整備したことで、授業場面における一人1台端末の積極的な活用につながった。また、モバイルWi-Fiルーターを整備したことで、校内Wi-Fiネットワーク外の特別教室や校外学習等でも一人1台端末が活用されるようになった。	B	学校教育課
3-18	学習支援サポーター配置事業	10校 19人	充実 21人	【令和5年度】 20人	令和5年度は、学習支援サポーターを各校1名から3名配置し、市内合計20名となり、個に応じたきめ細かい支援を行った。	B	学校教育課
3-19	学校支援地域本部事業	コーディネーター 2人	継続	継続	地域と学校の連携によるより良い教育環境の整備を図る。	C	社会教育課
3-20	家庭教育学級推進事業	実施	継続	継続	小中学校1年生の保護者に向けた、家庭教育している実施者に向けた事業。子育て中の、同じ世代の子を持つ親の悩みが共感できるであろう仲間づくりの場としても活用してほしい狙いがある。	A	社会教育課
3-21	つながるシート活用促進事業	実施	継続	継続	つながるシートを活用し、親同士が集い、学ぶことにより家庭教育の向上を図る。	D	社会教育課
3-22	こどもがつくるまち事業	510人	410人～510人の 範囲内を維持	R5参加者200人 R6.8.25実施予定	仮想都市で社会の仕組み等を学ぶことで、子どもたちの自主性や主体性を育てる事業で、毎年8月最終日曜日に開催している。	A	社会教育課
3-23	未来のパパママ子育て体験事業(再掲)	実施	充実	市内3校(計10クラス)で実施	(再掲)2-②	B	健康推進課 福祉相談課
3-24	学校でのこころの教育	実施	継続	継続	道徳教育を推進し、他者を思いやる心や規範意識・情報モラルなど資料や学校で起こる様々な場を想定して教育を行っている。その中で自分の命を大切にすることを扱い、悩みがあった時は、学校教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどへ相談できる体制を整備している。	B	学校教育課
3-25	自己肯定感を高める取組	実施	継続	継続	子どもが地域行事に参加し、学校以外で自分の役割を見つめられる機会をつくる取組。	B	学校教育課

基本目標4 すべての子どもが安心・安全にのびのびとすごせる環境づくり

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
4-①	子育て支援連携システム事業 (まきはく)(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)2-①	B	子ども子育て課 健康推進課 学校教育課
4-②	妊産婦健康診査事業	初回受診率 99%	初回受診率 99%	初回受診率 98.9%	(再掲)2-⑩(目標等が異なる) 医療機関との連携により受診確認を行っている。妊産婦 健診等の際に100%周知を継続していく。	A	健康推進課
4-③	まきたまクラブ(再掲)	初妊婦参加率 42%	初妊婦参加率 50%	【令和5年度】 初妊婦参加率 50.70%	(再掲)2-④	B	健康推進課
4-④	乳幼児健康診査及び相談事業	実施(1.6か月児 健康診査99.7%、 3歳児健康診査 97.3%)	100%に近づける	1歳6か月児健診 98% 3歳児健診 103%	乳幼児健診等の法定健診については、訪問、はがき、ま きはくメール等により受診率95%以上の高い率を維持で きた。	B	健康推進課
4-⑤	予防接種事業	BCG98.3% MR1期102.5%	100%に近づける	【令和5年度】 BCG97.9% MR1期99.0%	生後2カ月の際に予防接種説明会を実施。未接種者に 対しては、はがきやまきはくメール等でお知らせしたり、母 子健診時に接種歴を確認するなどして周知している。	B	健康推進課
4-⑥	発達訓練指導教室事業	実施	継続	継続	プレー次療育教室(の〜びのび)と、一次療育教室(わか めサクル)による発達支援を行っている。	B	福祉相談課
4-⑦	療育教室(幼児SST)事業	実施	継続	継続	発達障害児または、発達障害が疑われる幼児に対し、 特にコミュニケーションスキルを高め、園等での集団生活 が円滑に送れるための指導を行っている。また、就学に 向けて保護者への受診指導や適切な支援機関への紹 介等を行い、児の発達を支援する幼児SST教室(くれよ ん)を委託により実施している。	B	福祉相談課
4-⑧	発達支援コーディネーター養成 事業	実施	継続	継続	各園における発達に課題を抱えた子どもの早期発見・早 期支援を進めるため、発達支援コーディネーター養成講 座、発達支援コーディネータースキルアップ研修を実施。	B	福祉相談課
4-⑨	発達支援セミナー開催事業	実施	継続	継続	発達障害に関する基礎的な内容は定着してきている。今 後は具体的な支援や保護者対応等の内容の充実を図り たい。	B	福祉相談課
4-⑩	子育て相談会開催事業	実施	継続	廃止	課に常勤心理士が在籍したことにより、保護者が随時相 談をすることができるようになったため、相談会は廃止と なった。	A	福祉相談課
4-⑪	特別児童扶養手当事業	実施	継続	継続	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護 している方に対して、手当を支給。	B	社会福祉課
4-⑫	障がい児保育事業	実施	継続	継続	集団保育が可能な中・軽度の障がいを持つ子どもを保育 する事業。すべての園で実施が出来ているため今後も継 続する。	A	子ども子育て課
4-⑬	障害児福祉手当事業	実施	継続	継続	在宅の重度障がい児に対して、障害児福祉手当を支給 している。	B	社会福祉課
4-⑭	放課後等デイサービス事業	実施	継続	継続	就学児に対し、授業終了後に生活能力向上に必要な訓 練等を行う。支給決定者数(利用者)は年々増加傾向に ある。	B	社会福祉課
4-⑮	児童発達支援事業	実施	継続	継続	障がい児を対象に、日常生活の基本的な動作や集団生 活への適応訓練等を行う。	B	社会福祉課
4-⑯	日常生活用具給付事業	実施	継続	継続	日常生活において必要な福祉用具等を給付又は貸与す ることにより、障がい児の自立生活を支援している。	B	社会福祉課
4-⑰	身体障害者・児補装具給付 事業	実施	継続	継続	障害者総合支援法第6条に基づく自立支援給付の一つ として、車椅子等の購入または修理に係る費用として補 装具費を支給している。	A	社会福祉課
4-⑱	子育て短期支援事業(ショートス テイ)	1箇所で開催	継続	継続	子育て短期支援事業の制度について拡充が行われ、親 子の短期間受け入れと夜間養護が可能になっているた め、制度の充実を図っていく。	B	福祉相談課
4-⑲	養育支援訪問事業	50人	継続	継続	養育が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を行う専 門的相談支援と掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての 助言等を行う家事育児支援を実施している。	B	福祉相談課
4-⑳	未熟児養育医療費助成事業	実施	継続	継続	出生後入院が必要な未熟児に対して速やかに医療給付 を行い、健全な育成を支援した。	A	子ども子育て課
4-㉑	児童発達支援センターの設置	協議の場の 設置・検討	設置	未設置 (既存の事業所に より機能確保)	児童発達支援センターの設置について、関係機関との協 議を行っている。	C	社会福祉課
4-㉒	保育所等訪問支援を利用でき る体制の構築	協議の継続 (1箇所で開催)	設置	設置	保育所等訪問支援を利用できる体制について、関係機 関との協議を進めている。	C	社会福祉課
4-㉓	重症心身障害児を支援する児 童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所の確保	協議の場の設置・ 検討	設置	設置 (一部他市町利用)	重症心身障害児の利用が可能な事業所は、市内に1か 所確保しており、当事業所には常勤の看護師を複数配 置しており、医療的ケアにも対応できる状況を整備した。 障害児福祉計画国指針に基づく「主に重症心身障害児 を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー ビス」の基準に該当する事業所は、市内に整備できてお らず、他市町との調整により確保している状況である。	C	社会福祉課
4-㉔	医療的ケア児支援のための関 係機関の協議の場の設置	協議の場の設置・ 検討	取組実施	取組実施	障害者自立支援ネットワークに設置する「重症心身障 がい児者支援部会(重部会)」を医療的ケア児等支援の 協議の場に位置付け、医療的ケア児等を含む重症心 身障害児者の支援に向け、医療とのつながり日常生活に おける具体的な支援の方法を検討し、情報ツールの開発と 啓発を行った。	C	社会福祉課
4-㉕	要保護児童等対策地域協議会 事業	代表者会議1回 実務者会議10回	継続	継続	代表者会議1回、実務者会議(要保護部会5回、乳幼児 部会3回、学齢児部会2回)を実施している。	B	福祉相談課
4-㉖	児童虐待防止広報事業	広報誌掲載 ポスター・リーフレ ット配布	継続	継続	児童虐待防止の意識向上を図るため、ポスター、リーフ レット、広報誌、市HP、該当広報などを実施、SNSなど の周知方法にも対応し、市民に伝わりやすい方法を用い て引き続き広報活動を行う。	B	福祉相談課
4-㉗	家庭児童相談事業(再掲)	相談員6人	相談員6人以上	相談員7人	(再掲)1-㉔	B	福祉相談課
4-㉘	子ども家庭総合支援拠点事業 (再掲)	未設置	1箇所設置	1箇所設置	(再掲)1-㉔	B	福祉相談課

第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
4-㉔	圏巡回訪問事業(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)1-㉑	B	福祉相談課
4-㉕	子育て支援セミナー開催事業(再掲)	参加者87人	参加者135人	参加者75人	(再掲)1-16	B	福祉相談課
4-㉖	育児相談事業(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)1-20	B	福祉相談課
4-㉗	母子家庭等医療費助成事業	実施	継続	継続	R5受診総件数2,427件。制度改正があれば速やかに対応し、事業を継続していく。	A	子ども子育て課
4-㉘	母子家庭等福祉資金貸付事業	実施	継続	継続	市は、申請書類の配付や受付、面接日程の調整の役割を担い、静岡県が貸付を実施している。	A	子ども子育て課
4-㉙	母子家庭等自立支援給付事業	実施	継続	継続	①自立支援教育訓練給付金事業 ②高等職業訓練促進給付金等事業 ③高等職業訓練修了支援給付金があり、利用件数が増加している。	A	子ども子育て課
4-㉚	ひとり親家庭就労支援事業	実施	継続	継続	ひとり親から、就労に関する相談があったときは、本人の同意を得て島田公共職業安定所に支援要請をしている。	A	子ども子育て課
4-㉛	児童扶養手当事業	実施	継続	継続	R5受給者数(全部停止者を含む)292人。制度に基づき相談対応・申請受付を実施している。	A	子ども子育て課

基本目標5 子どもが愛情につつまれ 子育て家庭が笑顔で暮らせるまちづくり

No.	事業名	策定時 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	現状 (令和6年度)	内容等	評価区分	令和6年度 担当課
5-①	生活困窮者子どもの学習支援事業	実施	継続	生徒数4名	R5実績9人、内4人高校進学。幅広く周知していくこと、教師の確保などの課題に対応していく。	B	福祉相談課
5-②	小中学校就学援助事業	実施	継続	継続	経済的理由により、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に就学援助費を助成している。	A	教育総務課
5-③	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)(再掲)	拠点4箇所 移動5箇所	拠点4箇所 移動5箇所	拠点3箇所	(再掲)1-11	B	福祉相談課
5-④	育児相談事業(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)1-20	B	福祉相談課
5-⑤	妊娠出産包括支援事業(再掲)	実施	継続	介入率100%	(再掲)2-8	A	健康推進課
5-⑥	福祉総合相談事業(社会福祉協議会事業)(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)1-21	B	社会福祉課(社協)
5-⑦	家庭児童相談事業(再掲)	相談員6人	相談員6人以上	相談員7人	(再掲)1-22	B	福祉相談課
5-⑧	子育て相談会開催事業(再掲)	実施	継続	廃止	(再掲)4-10	A	福祉相談課
5-⑨	母子家庭等医療費助成事業(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)4-22	A	子ども子育て課
5-⑩	母子家庭等福祉資金貸付事業(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)4-23	A	子ども子育て課
5-⑪	母子家庭等自立支援給付事業(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)4-24	A	子ども子育て課
5-⑫	ひとり親家庭就労支援事業(再掲)	実施	継続	継続	(再掲)4-25	A	子ども子育て課
5-⑬	フードドライブ事業	実施	継続	継続	食料回収ボックスを両庁舎とさざんか、海洋センターB&Gに常設。年に2回、夏季と冬季に強化月間を行い、市内各園や市内一部スーパーマーケット等へ回収ボックスを設置して回収範囲を拡大している。	B	社会福祉課(フードバンクふじのくに)

3 牧之原市子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日

条例第2号

改正 平成29年3月27日条例第13号

平成30年3月9日条例第1号

令和5年3月23日条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、牧之原市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 牧之原市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 委員長は、子ども・子育て会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に最初に第3条第2項の規定により委嘱される子育て会議の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成28年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日以後に最初に行われる子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成29年3月27日条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月9日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 牧之原市子ども・子育て会議委員名簿

令和5年度

	所属	役職	氏名
1	地頭方保育園	保護者代表	曾根 由多
2	静波保育園	保護者代表	太田 千草
3	認定こども園 すずき幼稚園	保護者代表	新井 翔太
4	地頭方保育園	園長	高塚 ユリ
5	相良こども園	園長	谷下 千春
6	牧之原市社会福祉事業団 勝間田保育園	園長	朝比奈いずみ
7	学校法人 みのり学園 認定こども園みのり幼稚園	園長	森川 道晃
8	学校法人 昭英学園 榛原ふたば幼稚園	園長	増田 昭夫
9	学校法人 榛原学園 川崎幼稚園	園長	渡邊 伊彦
10	学校法人 青山学園 認定こども園すずき幼稚園	園長	青山 至公
11	社会福祉法人 一羊会 相良保育園	園長	矢島 健太郎
12	榛原総合病院 院内保育所 おおぞら保育所	副主任	山内 志保美
13	有限会社 サークルツー mamaはあと		加藤 洋子
14	訪問保育 キズナシッター		山村 一恵
15	小糸製作所労働組合	榛原支部長	永井 務
16	伊藤園産業株式会社	管理部人事管理課長	小甲 一衣
17	みらい子育てネット牧之原		神谷 章子
18	川崎小学校	教諭	吉田 研水
19	主任児童委員【榛原地区】		大久保 民子
20	主任児童委員【相良地区】		大石 泰子
21	常葉大学 健康プロデュース学部 こども健康学科	教授	柴田 俊一
22	保護者代表		平松 千恵子
23	保護者代表		大石 理恵

令和6年度

	所属	役職	氏名
1	牧之原保育園	保護者代表	笠原 義希
2	相良保育園	保護者代表	増田 智義
3	認定こども園すすき幼稚園	保護者代表	名波 勇紀
4	牧之原保育園	園長	山本 恵子
5	相良こども園	園長	谷下 千春
6	牧之原市社会福祉事業団 萩間保育園	園長	山田 まり
7	学校法人 みのり学園 認定こども園みのり幼稚園	園長	森川 道晃
8	学校法人 榛原学園 川崎幼稚園	園長	渡邊 伊彦
9	学校法人 青山学園 認定こども園すすき幼稚園	園長	青山 至公
10	社会福祉法人 一羊会 相良保育園	園長	矢島 健太郎
11	榛原総合病院 院内保育所 おおぞら保育所	副主任	山内 志保美
12	有限会社 サークルツー mamaはあと		加藤 洋子
13	訪問保育 キズナシッター		山村 一恵
14	小糸製作所労働組合	榛原支部長	永井 務
15	株式会社榛南自動車学校	業務課	新井 汐里
16	みらい子育てネット牧之原		飯田 眞由子
17	学校教諭（学校教育課）		北西 泉美
18	主任児童委員【榛原地区】		大久保 民子
19	主任児童委員【相良地区】		大石 泰子
20	常葉大学 健康プロデュース学部 こども健康学科	教授	柴田 俊一
21	小・中学校代表【榛原地区】 榛原中学校保護者代表		關 泰行
22	小・中学校代表【相良地区】 菅山小学校保護者代表		名波 千里
23	公募		福代 真依

5 計画の策定経過

年月日	項目名	内容等
令和6年1月10日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議	○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートについて
令和6年2月7日～ 令和6年2月20日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査、生活実態に関するアンケート調査の実施	
令和6年6月20日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定について ○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果について
令和6年7月25日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見交換
令和6年9月24日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	○第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画の事業評価について ○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見交換
令和6年12月18日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議	○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和6年12月27日～ 令和7年1月26日	パブリックコメントの実施	
令和7年2月13日	令和6年度 第5回子ども・子育て会議	○パブリックコメントの結果について

○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見交換のようす



第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画
牧之原市次世代育成支援行動計画
牧之原市こどもの貧困対策計画
(令和7年度～令和11年度)

発行：牧之原市

企画・編集：牧之原市役所

子ども子育て課

TEL：0548-23-0071 FAX：0548-24-1005

福祉相談課

TEL：0548-23-0086 FAX：0548-24-1005

〒421-0422 静岡県牧之原市静波 991-1
